

佐世保市建設工事等の競争入札に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「工事等」という。）の競争入札における入札の透明性及び公平性を確保し、発注者及び受注者双方の負担を軽減するとともに、工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、設計違算等が生じた場合の取扱い及び入札執行後に入札応札者が行う本市の積算内容に係る疑義の申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）設計図書等 入札の際に、本市が入札応札者に示した設計書、仕様書、図面等をいう。
- （2）積算疑義 公表された予定価格等に対する疑義をいう。
- （3）設計違算等 積算条件と異なる単価、歩掛り等の適用により、金額入り設計書と閲覧資料に差異が生じたことによる設計の誤りや、予定価格及び最低制限価格の設定誤りをいう。
- （4）金額の誤りが軽微である場合 当初の設計金額と設計違算等を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の1%以下である場合であり、かつ、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）第175条の2の別表7左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額以下である場合をいう。

（対象案件）

第3条 この要綱の対象となる案件は、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱第6条に規定する契約課を通して発注する案件に限るものとする。

（入札書受付開始前の対応）

第4条 入札の公告又は指名通知をした後、入札書受付開始前に設計違算等が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算等の金額の誤りが軽微である場合であって、入札書受付開始までに、訂正した関

覧資料を入札参加者に周知できる場合は、入札を続行することができる。

（入札書受付開始後の対応）

第5条 入札書受付開始後、開札する前に設計違算等が判明した場合は、当該入札を中止する。

（落札決定の保留）

第6条 対象案件に係る開札をしたときは、落札決定を保留し、その旨を入札の参加者（以下「入札参加者」という。）に通知する。

（積算疑義申立て手続き）

第7条 入札参加者は、積算疑義があるときは、当該案件に係る開札日の翌開庁日の午後3時までに、積算疑義を申立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、積算疑義申立書（別記様式）に疑義の内容を具体的に記載して、契約課に直接持参又はオンライン申請により提出しなければならない。

3 前2項の規定による申立てが無い場合は、落札者の決定を行うとともに入札参加者に通知し、当該入札を続行する。

（積算疑義申立てとして取り扱わないもの）

第8条 積算疑義の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義として取り扱わないものとする。

- （1）入札参加者以外から提出されたもの
- （2）前条第1項に規定する申立期間終了後に提出されたもの
- （3）前条第2項に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- （4）疑義申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- （5）疑義の内容が特定できないもの
- （6）入札公告等における質問受付期間中に質問を行い確認できるもの
- （7）その他当該入札に直接関係のないもの

（積算疑義の内容精査）

第9条 契約課は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに工事担当課に申立内容を伝達するものとする。

2 工事担当課は、速やかに設計図書等を精査するとともに、開札日の翌々開庁日の正午までに契約課にその結果を報告するものとする。

（内容精査後の対応）

第10条 契約課は、疑義申立書の内容精査の結果については、疑義申立

てをした者に対し、当該疑義を確認した結果を回答するものとする。

- 2 疑義申立書の内容精査の結果、設計違算等が判明しなかった場合は、当該入札を続行する。
- 3 設計違算等が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、当初の設計金額の設計違算等を訂正し積算した設計金額を用いても、落札者に変更が生じない場合は、当該入札を続行する。
- 4 前項に規定する入札事務を中止する場合は、契約課は入札参加者に対し、当該入札の中止について周知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。
- 2 佐世保市設計違算に関する事務取扱要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）は廃止する。